

日高中部消防組合火災予防条例に基づく火気使用設備等の点検及び整備に係る  
「必要な知識及び技能を有する者」として消防長が指定する者

(平成 25 年 7 月 12 日 告示第 5 号)

- 1 条例第 3 条第 2 項第 3 号（条例第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 3 項、第 7 条第 2 項、第 7 条の 2 第 2 項、第 8 条、第 8 条の 2 及び第 9 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該施設の点検及び整備に関し、これらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。
  - (1) 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者
    - ア 財団法人日本石油燃焼機器保守協会（昭和 50 年 11 月 25 日に財団法人日本石油燃焼機器保守協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者
    - イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）に基づく特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第 4 条第 2 項、第 8 条及び第 8 条の 2 において条例第 3 条第 2 項第 3 号を準用する場合に限る。）
  - (2) 電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者
    - ア 電気事業法（昭和 35 年法律第 170 号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者
    - イ 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）に基づく電気工事士の資格を有する者
- 2 条例第 11 条第 1 項第 9 号（第 11 条第 3 項、第 12 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条第 2 項及び第 4 項、第 14 条第 2 項、第 15 条第 2 項並びに第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。
  - (1) 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者
  - (2) 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者
  - (3) 社団法人日本内燃力発電設備協会（昭和 51 年 3 月 18 日に社団法人日本内燃力発電設備協会という名称で設立された法人をいう。）が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者（「自家用発電設備専門技術者」という。）（条例第 12 条第 2 項及び第 3 項において条例第 11 条第 1 項第 9 号を準用する場合に限る。）
  - (4) 社団法人電池工業会（昭和 47 年 9 月 5 日に社団法人日本蓄電池工業会という名称で設立された法人をいう。）が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者（「蓄電池設備整備資格者」という。）（条例第 13 条第 2 項及び第 4 項において条例第 11 条第 1 項第 9 号を準用する場合に限る。）
  - (5) 社団法人全日本ネオン協会（昭和 43 年 10 月 31 日に社団法人全日本ネオン協会という名称で設立された法人をいう。）が行うネオン工事技術者試験に合格した者（「ネオン工事技術者」という。）（条例第 14 条第 2 項において条例第 11 条第 1 項第 9 号を準用する場合に限る。）

3 条例第 18 条第 1 項第 13 号に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該器具の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

4 指定期日 平成 25 年 8 月 1 日